

議案第 40 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 22 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 80 条第 1 項ただし書」を「第 79 条」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

巡回車の運休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 12 月 31 日まで、1 月 2 日及び 1 月 3 日とする。

第 4 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 5 条中「道路運送法第 4 条の許可を受けた者」の次に「並びに住民自治協議会及び自治会を基に、当該地域の乗合旅客運送の運行、管理等を目的に組織された協議会等」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

路線名	起点	経由地点	終点
柘植・西柘植線	伊賀支所	新堂駅南口	伊賀支所
西柘植・壬生野線	伊賀支所	新堂駅南口	伊賀支所
希望ヶ丘線	希望ヶ丘口	新堂駅南口	伊賀支所

山菅・不見上線	島ヶ原支所	山菅	島ヶ原支所
内保線	阿山支所	手力神社前	内保上
		湯舟橋	
槇山線	阿山支所	玉瀧寺前	槇山新田上
河合丸柱線	阿山支所	諏訪神社前	阿山支所
新堂線	阿山支所	東山タウンコミュニティセンター	オークワ伊賀新堂店
佐那具線	阿山支所	阿山ハイツ	マックスバリュ佐那具店
坂下線	大山田支所前	広瀬	滝
大沢線	大山田支所前	千戸バス停	大山田支所前
虹ヶ丘線	大山田支所前	希望ヶ丘口	大山田支所前
比自岐線	農協前	市民センター前	丸山駅

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。